

第2節 不適正な処理の防止【循環社会推進課】

1 廃棄物処理法の周知

廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法では、産業廃棄物委託基準^{*1}や産業廃棄物管理票（マニフェスト）^{*2} 制度などが定められています。しかしながら、不法投棄などの不適正処理事案が後を絶たないことから、近年、同法の改正が頻繁に行

われ、規制の強化が図られています。

県では、一般社団法人福井県産業廃棄物協会とともに、事業者や産業廃棄物処理業者に対する講習会等を開催し、同法の多岐にわたる改正内容について周知徹底を図っています。

表3-2-1 廃棄物処理法の近年の改正状況

平成16年改正	廃棄物最終処分場の跡地等における土地形質変更の届出義務化、廃棄物処理施設における事故発生時の届出義務化、指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理の禁止など。	平成19年改正	産業廃棄物である「木くず」の範囲の変更など。
平成17年改正	欠格要件の厳格化、産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、罰則の強化など。	平成21年改正	無害化処理に掛かる特例の対象に微量PCB汚染廃電気機器等の追加、PCB廃棄物の焼却施設の維持管理基準の追加など。
平成18年改正	無害化処理認定制度の創設、石綿含有廃棄物処理基準の創設、石綿含有産業廃棄物等の熔融施設の許可対象施設への追加など。	平成22年改正	排出事業者の適正処理確保のための対策の強化、廃棄物処理施設維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進、収集運搬業の許可の合理化など。

2 不法投棄対策の推進

不法投棄対策としては、「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」（平成3年策定）や「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」（平成12年策定）をもとに、各健康福祉センターにおいて不法投棄の重点監視地域を定め、県職員が休日・夜間を含めて実施している監視パトロールに、民間委託の監視パトロールを加えたパトロール体制で年間を通じて監視を実施しているほか、県が依頼している不法投棄等連絡員（約500人）からの情報の提供や、不法投棄110番の設置により広く県民から情報提供を受けるなどして、不法投棄等の未然防止と早期発見に努めています。

また、一般社団法人福井県産業廃棄物協会が平成8年に設置した「産業廃棄物適正処理指導員」や市町等の各種関係団体と連携した重点監視地域への合同パトロールなども実施しています。

さらに、平成15年度には、警察本部からの出向

職員を増員し、当時の廃棄物対策課に監視・指導グループを設置するとともに、警察組織の機構改革によって平成16年3月に新設された生活環境課との情報を共有化し、広域化する産業廃棄物事案に迅速・的確に対応するため、他県警察本部との連携強化も図っています。そのほか、市町職員（63人）を県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査権を付与するとともに、県の土木事務所職員や農林総合事務所職員等（110人）にも立入検査権を付与し、産業廃棄物の不適正処理に対する監視体制の強化を図っています。

福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭の6ブロック別には、健康福祉センター、土木事務所、市町、警察署、森林組合、内水面漁業協同組合等から組織される「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、地域ごとに監視体制の強化を図っています。

^{*1} 産業廃棄物委託基準：排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、法令に定められた委託基準に従わなければならない。

^{*2} 産業廃棄物管理票（マニフェスト）：排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬または処分を他人に委託する場合には、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。この産業廃棄物管理票制度とは、産業廃棄物の処理の各工程（収集運搬、中間処理等）ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度であり、排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負うことになります。

平成21年度からは、不法投棄防止体制強化のための監視カメラの運用を開始し、県内の不法投棄常習場所等に設置しているほか、廃棄物の不法投棄等

の未然防止に対する意識を高めるため、啓発活動等も行っています。

表3-2-2 平成24年中の廃棄物処理法違反の検挙状況
【福井県警察本部生活環境課】

区 分	検挙件数	検挙人員
不 法 投 棄	11	11
野 外 焼 却	14	21
そ の 他	0	0
計	25	32



監視カメラの設置

不法投棄、野外焼却を見かけたら・・・

【不法投棄 110 番】

ゼロごみ は よい
電話 0776-20-0584



石川県との合同越境パトロール出発式

3 硫酸ピッチ対策の推進

平成14年度ごろから不正軽油の密造過程で排出される指定有害廃棄物である硫酸ピッチ^{*1}や廃スラッジ^{*2}が空き倉庫などに放置される事件が全国的に問題となり、県内においても同様の放置事案が多発しました。以後、県では、県警や消防署、県の税務部門など関係機関と連携して、密造容疑箇所に対して

早期の合同立入検査を実施するなど、不正軽油密造の未然防止と早期発見に努めるとともに、硫酸ピッチ等の不適正保管が発見された場合には、行為者に対して適正処理を命じるなど、厳正に対処しています。

4 敦賀市民間最終処分場抜本対策事業の推進

昭和62年、キンキクリーンセンター株式会社が敦賀市檜曲地係に設置した廃棄物の管理型最終処分場については、無許可による違法増設が判明したことから、平成12年8月に施設の使用停止と廃棄物の搬入中止を指導するとともに、処分場の安全性調査を実施しました。

この結果、埋立地の浸出液が漏出していると判断されたことから、平成14～15年にかけて、覆土対策や木の芽川への漏水防止対策等の応急対策を代執行により実施してきました。

また、平成16年度からは、抜本対策を検討する

ためのボーリング調査等の詳細調査を実施し、これらの調査結果を踏まえて、専門家、学識経験者および地元住民代表を交えた「敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会」において抜本対策内容の取りまとめを行いました。

県では、この取りまとめ結果などをもとに、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく実施計画(案)を策定し、平成18年3月に環境大臣の同意を得ました。

平成20年1月からは、処分場の全周を遮水壁で囲う漏水防止対策、雨水等の浸透防止のためのキャッ

^{*1} 硫酸ピッチ：不正軽油を密造する際に、A重油および灯油に含まれている識別剤クマリンを除去する目的で、濃硫酸による処理を行う際に発生する、廃硫酸と廃炭化水素油との混合物です。著しい腐食性や有毒ガス発生など、健康または生活環境に著しい被害を生ずる恐れがある性状を有します。

^{*2} 廃スラッジ：不正軽油製造の際、軽油を精製するために添加された活性白土、活性炭等の残さ。

ピングおよび既設水処理施設・設備の改造等の抜本対策工事に着手し、平成24年6月に完成しました。

また、平成25年3月には、実施計画の期限延長等変更に係る環境大臣の同意を取得し、水処理等施設の維持管理や、水や空気の注入による浄化促進対策を進めており、早期の事業完了を目指しています。

※抜本対策事業の取り組み状況については、
循環社会推進課のホームページでご覧になれます。
<http://www.pref.fukui.jp/doc/junkan/jigyoushisyoujyokyo-top.html>



敦賀市民間最終処分場全景（平成24年11月）

5 普及啓発事業の実施

廃棄物の不法投棄や野外焼却を未然に防止する意識を高めるため、12月を「不法投棄等防止啓発強調月間」と定め、各種啓発活動を行っています。

平成25年度は、次の事業を実施しています。

- ①啓発用チラシの作成・配布
- ②新聞、テレビ、市町の広報誌等を活用した広報
- ③事業所への立入検査、パトロールの集中実施

6 安全で信頼性のある廃棄物処理施設の確保

「福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱」において、廃棄物処理施設設置許可の事前審査手続きと廃棄物処理法に定める基準よりも厳しい構造・維持管理基準を定め、施設設置許可の事前審査を行っています。

また、「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」に基づき、最終処分場等の立入検査回数を増やすなど施設への監視指導を強化しており、今後とも、処理施設の安全性と信頼性を確保し、県民の生活環境の保全を図っていきます。

7 優良な処理業者の育成

平成23年の廃棄物処理法改正により、遵法性や事業の透明性、環境配慮への取り組みなど、一定の基準を満たした処理業者を認定する「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。当該制度は、優良基準に適合し、認定を受けた処理業者（以下「優良認定処理業者」という。）について、処理業更新期

間の延長等の特例^{*1}を付与するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選定しやすい環境を整備することで、産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的としています。

本県では、46社が優良認定処理業者となっています（平成25年10月末日現在）。

^{*1} 優良認定処理業者に対する特例措置：産業廃棄物処理業の許可更新時において一定の基準を満たした処理業者に対し、①通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年に延長する、②申請書類の一部を省略可能とする、という特例措置を設けています。